

## 売上向上実践講座運営委託に係るプロポーザル 募 集 要 項

### 1 プロポーザルの趣旨

本事業は区内中小企業者を対象に、売上向上等の高い成果につながるよう実践的な経営をきめ細かく支援することを目的として、講演会や実践講座等を実施するものである。多くの区内中小企業者が参加を希望する事業とするためには、本事業のプログラムが魅力的であり、かつ各参加企業における今後の経営展望に資する内容であることが必要である。ついては、多くの事業者からより有効な提案を求め、価格だけでなく業務内容についての技術提案を含めた総合的な見地から、本事業に最適な受託者を選定するためプロポーザルを実施する。

### 2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「売上向上実践講座運営委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 類似業務とは、マーケティング講座業務をいう。

### 3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 売上向上に繋がる講座に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 平成29年度以降、業務責任者による類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）、及び財務諸表等の書類を提出できること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第

550号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月3日23新総契契第2218号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

#### 4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「売上向上実践講座運営委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)に事業概要\*を添えて、令和5年2月27日(月)午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※事業概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているパンフレット・リーフレット等でよい。なお、事業概要は、8部提出すること。

注)あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

#### 5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「売上向上実践講座運営委託に係るプロポーザル参加辞退書」(第3号様式)を事務局へ提出すること。

注)あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

#### 6 質疑・回答

##### (1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「売上向上実践講座運営委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第4号様式)を以下のとおり提出する。

※質疑には、プロポーザル参加申請書兼誓約書の提出が必要

- ・提出期限: 令和5年2月17日(金)午後5時
- ・提出方法 メールまたはファクシミリによる送信とする。

メールアドレス shoten-rece@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3344-0221

##### (2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和5年2月21日(火)までに電子メール及び産業振興課ホームページにより行う。なお、受信した際は、受信確認の連絡を発信元(事務局)に返信すること。

#### 7 契約内容

(1) 契約期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

(2) 委託契約上限額 5,100,000円(税込)

(3) 委託内容 売上向上実践講座運営委託業務

別紙 仕様書のとおりとする。

また、本事業の執行は、令和5年度当初予算の成立が前提であり、予算の成立がなされない場合は、本事業は執行しないものとする。

8 契約予定日 令和5年4月3日（月）

9 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書

【様式】表紙は、第2号様式を使用し、その他は任意とする。ただし文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】8部\*

※選定の中立性を担保するため、8部のうち7部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと（社名だけ隠すのではなく、事業者名等が判明できる内容も塗りつぶし等をする）。残りの1部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「新宿区文化観光産業部長」とすること。

② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、必ずその内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対し著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する。

【部数】1部

③ 履歴事項全部証明書

直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。なお、法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類を提出すること。

【部数】1部

④ 定款又は寄付行為の写し

【部数】1部

⑤ その他企画提案に必要な書類（任意）

【部数】8部

⑥ 直近1期分の決算書書類

貸借対照表・損益計算書

【部 数】 8部

⑦ 提出期限

令和5年2月27日（月）午後5時

なお、提出期限までに、本募集要項9（1）に記載する企画提案書及び見積書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

⑧ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

（2）企画提案書の内容（表紙は、第2号様式を使用し、その他は任意とする。）

以下の内容について、作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

① 類似事業の実績について

② 運営体制

ア 本事業に直接従事する担当者及びその担当者の補佐又は管理監督する組織を記載すること。

イ 従事者予定一覧（役職、氏名、類似事業の従事実績等）

ウ 個人情報保護の管理体制

③ 実施内容等

ア 講演会内容

イ 実践講座内容

ウ 実践講座スケジュール

エ 実践講座終了後のフォロー体制

④ その他独自提案・取組等

## 10 企画提案の選定方法

売上向上実践講座運営委託に係る事業者評価委員会が、以下のとおり選定を行う。

### （1）第1段階評価

見積書の金額が委託契約上限額を超えていない事業者に対し、第1段階評価を実施する。企画提案書等をもとに評価し、上位3者程度（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、第1段階評価終了後、参加者に対し結果を郵送等により通知する。

(2) 第2段階評価

プレゼンテーション及びヒアリングによるものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日時】令和5年3月17日(金)午後に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日時は第1段階評価終了後に郵送等により通知する。

(3) 受託候補者

特別の事情がある場合を除き、第2段階評価の合計評価点の最高点者を受託候補者とする。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合は受託候補者から除外する。

(4) 評価基準

第1段階評価基準

評価項目		評価の着眼点
		判断基準
(1) 類似事業の実績	類似事業の実績	本事業に類似した事業実績がある
(2) 運営体制	運営体制	類似事業の経験があるスタッフの従事などチーム、組織体制が明確で充実し、質の高い業務の実施が見込める
(3) 業務内容	目的についての理解	事業目的の理解度が高い
	企画内容	区内中小企業者にとって魅力的かつ今後の売上向上等につながる企画になっている
(4) 企業継続性・安定性	決算書	自己資本比率、流動比率、流動負債等が適正である
(5) 見積書	事業費用	見積書の金額が適正である

## 第2段階評価基準

評価項目	評価の着眼点	
		判断基準
(1) 類似事業の実績	類似事業の実績	本事業に類似した事業実績がある
(2) 運営体制	運営体制	類似事業の経験があるスタッフの従事などチーム、組織体制が明確で充実し、質の高い業務の実施が見込める
	個人情報の管理体制	プライバシーマークの取得など管理体制が優れている
(3) 業務内容	目的についての理解	中小企業者を取り巻く環境の現状と課題を的確に捉えている
		事業の目的を的確に理解できている
	運営方針の妥当性	区からの委託事業であるということを踏まえての、運営方針が明確である
	企画案	区内中小企業者にとって魅力的かつ今後の売上向上等につながる企画になっている
	フォローアップ体制	事業終了後のフォローアップ体制が構築されている
	スケジュールの妥当性	実施可能なスケジュール提案が十分にできている
(4) 説得力、熱意・意欲、応答力	プレゼンテーション・ヒアリング内容	企画提案の説明の論理性・的確性、説明から見てとれる熱意・意欲や自信、ヒアリングの受け答え（回答内容を含む）が優れている
(5) 追加加点	第1段階評価結果に基づく	第1段階選定評価結果に基づく加点

### 1.1 スケジュール（予定）

- (1) 募集要項の配布 令和5年2月10日（金）から
  - (2) 参加申請書の受付 令和5年2月27日（月）まで
  - (3) 質問書の受付 令和5年2月17日（金）まで
- ※質問書を提出する場合は、参加申請書も併せて提出すること
- ※令和5年2月21日（火）までに回答
- (4) 企画提案書等の受付 令和5年2月27日（月）まで
  - (5) 第1段階評価 令和5年3月 6日（月）

- (6) 第1段階評価結果の通知 令和5年3月 9日(木)
- (7) 第2段階評価 令和5年3月17日(金)
- (8) 第2段階評価結果の通知 令和5年3月24日(金)

## 1.2 留意事項

### (1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

### (2) 本件プロポーザルは、業務の委託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

### (3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

### (4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

### (4) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、売上向上実践講座運営委託に係る事業者評価委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価対象から除外する。

### (5)

## 1.4 各種書類の提出先及び問合せ先

(プロポーザル事務局)

新宿区 文化観光産業部 産業振興課 (担当: 齋藤・及川)

所在地 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿

TEL 03-3344-0701

FAX 03-3344-0221

MAIL shoten-rece@city.shinjuku.lg.jp